

- ・家具の転倒防止器具及びその取付費用
- ・家具からの食器等の落下を防止する器具及びその取付費用
- ・窓ガラス等の飛散防止フィルム及びその取付費用
- ・感震ブレーカー（分電盤タイプ・コンセントタイプ・簡易タイプ）及びその取付費用

#### ▼補助金額

補助対象となる地震対策の経費（消費税及び地方消費税の額を含む）の5分の4の額（100円未満は切捨て）で、1回の補助限度額は1世帯あたり1万円です。

#### ▼申請手続き

次の書類を災害対策室へ提出して申請してください。  
（災害対策室窓口またはホームページから入手できます。）

- ・扶桑町地震対策補助金交付申請書
  - ・同意書（賃貸住宅の場合で、壁に穴を開ける、釘を打つ等住宅に損傷を与える恐れのあるときのみ提出が必要）
  - ・扶桑町地震対策補助金交付請求書
  - ・品名（規格）及び購入日（工事日）が記載された領収書（原本）等支払いの事実が確認できる書類
  - ・地震対策実施後の写真
- ※補助金は、口座振込になりますので、申請者本人名義の口座番号を必ずご記入ください。

令和3年度

災害対策室 内線 352 2階 14番窓口

## 扶桑町総合防災訓練の中止について

9月5日（日）に扶桑東小学校で予定していました令和3年度扶桑町総合防災訓練は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、中止といたします。

災害時に備え、各家庭において次のことをあらかじめ準備しておきましょう。

### お住まいの地域について確認する

「避難」とは「難」を「避」けることであり、ご自宅での安全確保が可能な方は、感染症のリスクを負ってまで避難所へ行く必要はありません。また、避難所が過密状態になることを防ぐため、安全な地域にお住まいの親戚や友人の家等への避難も検討してください。また、避難所への避難が必要な場合は、マスクや体温計、上履き、ごみ袋等を持参し、基本的な感染症対策を行ってください。

#### 【避難所における感染症対策】

- 1 避難時の検温は、必ず実施してください。
- 2 健康状態を確認しますので、持病などがあればお知らせください。
- 3 避難所に入所・出所時は、手指消毒をしてください。
- 4 マスクを着用し、咳エチケットを守ってください。
- 5 飲酒・喫煙は厳禁です。
- 6 発熱など具合が悪い場合は、すぐに報告してください。
- 7 避難者同士の会話は、距離を取り注意してください。

### 避難場所、避難所の確認

防災マップを活用して避難場所（災害の種別ごとに）や避難所を確認し、たどり着くまでの安全なルートを実際に歩いて確認しましょう。

避難場所とは、緊急的に避難し身の安全を確保する場所で、例えば、地震の場合は町内各小中学校の運動場等となります。

また、避難所は、自宅に戻れなくなった被災者が一定期間滞在できる施設であり、各小学校の体育館等となります。

（次ページへ続く）

## 我が家の減災対策は大丈夫ですか？

南海トラフ地震は、今後30年以内に70～80%程度の確率で発生すると予測されており、地震の発生により家屋の倒壊や倒れてきた家具の下敷きになることが予想されます。地震が発生する前の減災対策で、被害を減らすことが可能です。



### 木造個人住宅耐震診断（無料）について

総務課 内線 215 2階 10番窓口

旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法または伝統構法の住宅）に対し、専門家による無料の耐震診断を行い、住宅の耐震性能の評価と総合的判断に基づく情報提供を行うものです。大地震は、いつ起こるかわかりません。一度、お宅の耐震診断を受けられることをお勧めします。

### 木造住宅耐震改修費の補助について

総務課 内線 215 2階 10番窓口

旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法または伝統構法の住宅）の耐震改修工事を行う方に対し、その工事に要する費用を補助することによって、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止することを目的としています。

#### ▼対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建築・着工された木造個人住宅で、扶桑町が実施している無料耐震診断において判定値が1.0未満と判定された住宅

#### ▼補助対象となる工事

地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、判定値が1.0以上となる耐震改修工事（ただし、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点を判定値に0.3加算をした数値以上とするものに限る）

#### ▼補助金額

令和3年度は上限が100万円の補助です。

※段階的耐震改修工事や耐震シェルター設置工事にも一定の要件を満たせば補助金の交付となる場合がありますので、総務課までご相談ください。

#### ▼補助金の代理受領制度の導入について

令和3年4月1日から、申請者（建物所有者等）からの委任により、補助対象工事を実施した工事施工業者等が補助金の受領を代理で行うことができる代理受領制度を導入しました。この制度を活用することで、申請者は工事費等と補助金の差額分のみを用意すればよくなるため、工事費用を準備する負担が軽減されます。ただし、申請者と工事業者との話し合いによる事前承諾が必要です。

### 扶桑町地震対策補助金について

災害対策室 内線 352 2階 14番窓口

扶桑町では、地震発生時における被害の減少と自助による町民の防災力の向上を目的として、家具転倒防止や窓ガラス等の飛散防止、感震ブレーカーの設置等を補助対象とした地震対策費用の一部を補助します。

1世帯につき、1年度に1回を限度として補助金を交付します。また、補助期間は、令和4年（2022年）3月31日までです。

#### ▼補助対象となる地震対策

扶桑町に住民登録がある世帯主又は世帯員の方が対象です。補助対象となる地震対策は次のとおりです。